

春日井市立中学校標準服認定審査要領

令和4年5月27日 第1版

1 概要

令和5年度から市立中学校で新たに選択可能としたブレザータイプの制服について、生徒が安心して着用できるよう、春日井市立中学校標準服規定（令和5年5月27日制定。以下、「仕様書」といいます。）に適合した製品については、教育委員会が認定を行い、その認証No.を記載した春日井市標準服マーク（以下、「標準マーク」といいます。）の表示を行います。

当該手続を適切に運用するため、春日井市立中学校標準服認定要領（令和4年5月27日施行。以下、「要領」といいます。）を制定するとともに、その認定に係る審査については、本審査要領に沿って行うものとします。

2 事務局

本認定審査に係る事務局は学校教育課に置きます。

3 申請受付

制服を製造しようとする者（以下、「事業者」といいます。）は、要領に基づき、春日井市立中学校標準服製造申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、教育委員会に提出します。

- (1) 表地色の判定結果を証する書類
- (2) 規定・品質認定基準に基づく採寸データ（実寸）
- (3) 生地メーカー発行の物性試験書

ただし、仕様書に定める推奨素材を仕様した製品については、(1)及び(3)を省略できるものとします。

また、申請を行った事業者は、教育委員会の指定する日までに、仕様書に従い、申請するアイテムの製品サンプルを提出します。

これらの申請書類等の受付は、事務局で行います。

4 書類審査

提出された書類については、春日井市中学校制服商品審査書（様式1）を用いて審査を行います。この審査は事務局で行います。

本審査において、書類不備又は不合格項目があった場合は、春日井市立中学校標準服非認定通知書（第3号様式）によって、結果を通知します。ただし、その内容が軽微なものである場合等においては、事務局の判断で認定を保留し、その内容を申請者に示した上で、対応を求めることができるものとします。

5 認定審査

事務局は、所定の日までに受領した申請のうち、前項の書類審査に合格したものにつ

いて、教育委員会定例会において認定の可否を諮るものとします。

教育委員会における審査は次のとおり行うものとします。

(1) 事務局は、教育委員会定例会に、次の書類等を提出します。

ア 事業者から提出された書類一式

イ 前項で行った審査結果を明記した審査書

ウ 事業者から提出された製品サンプル

エ サポートメーカーが作成した決定サンプル

(2) 事務局は、教育委員会に対し、前号のアとイについて説明をします。教育委員会は、必要に応じて事務局に質問及び説明を求めます。

(3) 教育委員会は、(1)のエを参考に、同号ウを目視で点検し、可否を判断します。

6 申請者の招致

事務局及び教育委員会は、本認定審査に必要があると認めるときは、その事由を明示の上、教育委員会定例会に申請者を招致し、説明を求めることができるものとします。

ただし、追加資料や書類等の修正等により、招致すべき事由が解消可能な場合は、その対応をもって招致の応答に変えることができるものとします。

7 結果の通知

事務局は前項の決定に基づき、申請者に決定通知を交付します。通知は原則として、教育委員会定例会開催月の末日までに行うものとします。

8 変更申請の審査

本審査要領第3項から第6項を準用して審査を行うものとします。ただし、仕様に影響のない軽微な変更（書類審査のみのもの）については、事務局にて可否を決定できるものとします。

9 その他

審査過程において、この審査要領に定めがなく、審査上必要な事項が生じた場合は、第5項の認定審査に併せて諮り、教育委員会が決定するものとする。

10 暫定の措置

(1) 本審査要領制定から当面の間、提出する製品サンプルに限っては、指定釦以外の使用を認めるものとし、指定釦以外を使用した製品サンプルの審査においては、審査書の釦の項目の可否欄を斜線処理したものを使用します。

(2) 本審査要領制定から当面の間、Ⅱ型スラックスの裾幅の規定・認定基準を次のとおりとする。

Ⅱ型裾幅（W64cm サイズ）19.0cm 又は 20.0cm のいずれかから出来上がり寸法で ±1.5cm 以内は合格

(3) 本審査要領制定から当面の間、洗濯寸法変化率（20回洗濯）の試験方法については、「JIS L 1930（C3G）」の試験方法でも可とする。